

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷八十二第

行發日一月五年四和昭

論叢

價格の勢力説 文學博士 高田 保馬

地方税に於ける累進課税 法學博士 神戶 正雄

マルサスの恐慌論 經濟學士 谷口 吉彦

說苑

交通事業に於ける競争 經濟學博士 小島昌太郎

重農學派の自然法觀 法學士 山口正太郎

英蘭銀行の成立及び發展過程に就いて 經濟學士 一谷藤一郎

雜錄

ギリシヤの新發券銀行に就いて 經濟學士 松岡 孝兒

目的税と考慮税 經濟學士 中川與之助

グイェルプの新しい經濟政策論 經濟學士 藤田 敬三

國民所得に就いて 經濟學博士 沙見 三郎

法令

絲價安定融資補償法・資源調査法・製糖地整理ニ關スル法律

(禁轉載)

國民所得に就いて

汐見 三郎

一

内閣統計局の調査「大正十三年に於ける國富推計」に現はれたる所によれば、世界大戰後の國富及び國民所得統計として次の數字が擧げられて居る。比較に便にする爲めに、單に國富及び國民所得の總額を百萬圓單位にて示すのみならず、調査年及び調査者をも明らかにしたのである。

(イ) 國富統計

	調査年	調査者	總額
北米合衆國	一九二五年	ジイニ	七六、三三〇
イギリス	一九二五年	ジイニ	三三、三〇〇
フランス	一九二五年	ジイニ	一〇、五〇〇
日本(内地)	一九二四年	内閣統計局	一〇、三〇〇

雜錄 國民所得に就いて

(ロ) 國民所得統計

	調査年	調査者	總額
スベイン	一九二四年	ウルキーホ	八四、四二
ドイツ	一九二二年	ヘルフェリ	七二、六四
イタリア	一九二五年	ツヒ	四四、三八
カナダ	一九二二年	コイツ	四四、三三
支那	一九二二年	ムーディ	三八、八九
アルゼンチン	一九二二年	ムーディ	三六、四五
ブラジル	一九二二年	ムーディ	二六、二八
ペルギー	一九二五年	ジイニ	二二、七二
オーストラリア	一九二二年	ムーディ	一九、四六
オランダ	一九二二年	ムーディ	一八、五〇
メキシコ	一九二二年	汎米聯盟	一五、八七
スイス	一九二二年	ムーディ	九、六二
フィンランド	一九二二年	政 府	七、三三
北米合衆國	一九二四年	シツラス	一四、五八
イギリス	一九二四年	ボウレイ及 スタンプ	一〇、三二
フランス	一九二四年	シツラス	三、六七
日本(内地)	一九二四年	内閣統計局	三、六三
ドイツ	一九二四年	ロゴウスキ	二四、九七

第二十八卷

七九三

第五號 一三七

イ タ リ ー	一九二四年	シ ャ ャ ス	10,351
オーストラリア	一九二四年	シ ャ ャ ス	四、五三六

此等の數字は、何れも國民經濟の趨勢を國富及び國民所得によつて綜合的に示したものであるから、各種の個別的の經濟統計に比すれば一種の特色を有して居るのである。然れども靜態統計たる國富の調査と動態統計たる國民所得の調査とが既に其の方法を異にせるのみならず、又國富其れ自身の調査に於て國民所得其れ自身の調査に於て各種の方法が行はれて居るから、此等の諸統計を統一的に比較する事は困難なる問題である。従つて此等の國富統計及び國民所得統計を漫然と羅列した所で其の意味する所が少ないのであるから、先決問題としては此等の諸統計がどれ程の比較性を有して居るかを明らかにする必要がある。

近着の *Journal of the Royal Statistical Society* (Part I, 1929) に於て A. W. Flux が公にしたる「英國の國民所得」に關する論文は、此問題に對する有力なる材

料を提供して居るのである。此論文は、英國統計協會の一九二八年十一月二十日の會合に於て、E. E. が會長就任の挨拶に兼ねて報告したるものにて、其内容は、英國一國の國民所得に過ぎず、比較の期間も一九〇七年と一九二四年との兩年に止まるのであるが、其の研究方法には啓發せらるゝ所があるから、大要を紹介することとする。

二

英國の國民所得については、種々の報告が公にせられ、現に同誌の以前の號 (*Journal of the Royal Statistical Society*, 1925, p. 543) に於ても Shiras が租稅負擔能力に關聯して國民所得の計算の結果を示したのである。然れども從來發表せられたる多くの統計が推算の色彩濃きに反し、C. E. の報告は一九二四年に行はれたる生産物國勢調査なる第一次統計に立脚して居る點が、其の特色なりと云はねばならぬ。

Flux の計算によれば、一九二四年の英國の國民所

得は

£ 3,975 + 275 million

即ち三十九億七千五百萬磅を中心として上下七パーセントの變動の可能性あり、結局最低三十七億磅と最高四十二億五千萬磅との間に位して居るのである。更に七パーセントの變動の可能性を一パーセントか二パーセントか減ずる事となると、一九二四年の英國の國民所得は、三十七億五千萬磅と四十二億磅との間を往來して居る譯である。

更に Flux は一九〇七年に遡り當時の英國の國民所得を算定して

£ 2,038,120 + million

なる結果を得て居るが、調査區域の關係より一九二四年の國民所得と比較する爲めには、この國民所得の數字より六千萬磅か七千萬磅かを差引く必要がある。即ち一九〇七年に於ては

£ 1,973 + 125 million

十九億七千三百萬磅を中心として上下に約五パーセン

トの變動の可能性があるから、當時の國民所得は最低十八億四千八百萬磅にして最高二十億九千八百萬磅の程度なりと云ひ得るのである。

然らば一九二四年の數字約四十億磅と一九〇七年の約二十億磅の數字とを比較すれば、英國の國民所得は世界大戰後には、世界大戰前に比し二倍に増加した譯であるが、之れを以て直ちに英國の國民所得が世界大戰を中心として二倍せりとは斷言し難いのである。蓋し二十億磅と云ひ四十億磅と云ふのは貨幣額にて現はされたる名義的國民所得であるから、實質的國民所得を見るに當つては先づ物價騰貴に基づく貨幣の購買力の減退を考慮せねばならないからである。

戦前一九〇七年と戦後一九二四年との英國の物價指數を比較する。Board of Trade の指數によれば戦前に比し八十八パーセントの騰貴、Economist の指數によれば八十七パーセントの騰貴、Statist によれば七十五パーセントの騰貴となつて居る。假し Board of Trade 及び Economist の數字を採用するとして、一九

二四年の名義的國民所得約四十億磅を一九〇七年の物價並に換算し實質的國民所得を算定すると、約二十一億磅なる數字を得るのである。一九〇七年の約二十億磅に比較すると、六半パーセントの國民所得の増加ありと云ふ事が出来る。茲に注意すべきは、此等の物價指數は何れも一般物價指數であつて、小賣物價指數、生計費指數輸入品物價指數、輸出品物價指數等が含まれて居ない事である。従つて各種の構成分子よりなる國民所得を、一般物價指數のみに基づき換算し、概括的の結論を下す事は正確でないかも知れない。然れども一見二倍せりと思はるゝ國民所得が實は六半パーセントの増加に止まれる事は注目すべき事實である。

次に考慮すべきは、人口總數又は有業者人口が戦前に比し戦後に於て増加して居るのである。人口が増加すると、實質的國富の總額に就いても之を割引して考へる必要がある。一九〇七年と一九二四年との間に於て、人口總數は約一割増加し有業者人口は國民所得増加の約二倍となつて居る。何れにしても一人當り國

民所得は、此間に減少したと云はねばならぬ。勿論一九〇七年の調査にも一九二四年の調査にも一定割合の變動の可能性が見積られて居るのであるから、結局の所何パーセントの増減が、つたかと云ふ事を精密には算定し難いのである。假りに一九〇七年の國民所得に就いては最低額 (Lower limit) をとり、一九二四年には最高額 (Higher limit) をとり、精々一九〇七年を不利に、一九二四年を有利に解釋する事としても、結局、一人當り國民所得は舊態を維持するに止まると云ふ有様である。

この研究は、尙各種の方面に及んで居るが茲には略す。英國の國民所得が一九〇七年より一九二四年の間に名義的總額に於て二倍して居るに拘らず、一人當り實質的國民所得に至つては殆んど變化なく、否寧ろ減少して居ると云ふ事は、以上の記述で明かとなつたであらう。我國に於て往々國民所得及び國富の名義的總額のみを比較する論者があるが、少くとも一應は此等の數字の一人當り實質額に考察を進める必要があるのである。